

◎新潟県告示第798号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和8年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

1 羽茂休猟区

(1) 区域

佐渡市小比叡地内で国道350号と市道寺下線が交差する点を起点とし、同国道を北東に進み、市道中素浜線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み素浜の海岸に至る。ここから汀線（市道97105号複線）を北北東に進み、亀脇漁港に至り、ここから市道クヌギ宮坂線に沿って北東に進み、国道350号との交点に至る。ここから同国道を南東に進み、さらに南進し、羽茂村山地内で国道350号と市道村山線との交点に至る。ここから同市道を南東に進み、さらに南進し、主要地方道佐渡一周線との交点に至る。ここから同主要地方道を南西に進み、市振橋を越えて市道寺下線との交点に至る。ここから市道寺下線を北東に進み、さらに北進し、国道350号との交点まで進み、起点と結ぶ内部一円とする。

(2) 面積

840ヘクタール（内水面4ヘクタール）

(3) 存続期間

令和8年10月15日から令和11年10月14日まで